

資料 2 - 3

有機藻類の日本農林規格の一部を改正する件 新旧対照表

○有機藻類の日本農林規格（令和 3 年 12 月 7 日農林水産省告示第 2074 号）

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
日本農林規格 JAS 0018 : <u>20xx</u> 有機藻類 Organic algae 1・2 （略） 3 用語及び定義 この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。 3.1 （略） 3.2 有機藻類 <u>箇条 5</u> に従い生産される藻類 3.3～3.9 （略） 3.10 化学的処理 次のいずれかに<u>該当する処理</u> a)・b) （略） 3.11～3.16 （略） 4 <u>有機藻類の生産の原則</u> （略） 5 <u>生産の方法</u> 5.1 （略） 5.2 養殖場 5.2.1 養殖場は、使用禁止資材による汚染を防止するために必要な措置を講じているものであり、<u>5.1～5.8</u> に適合しない養殖場及び採取場と明確に分離されていなければならない。かつ、次の期間において <u>5.1、5.2.2、5.2.3</u> 及び <u>5.4～5.7</u> に従って管理されていなければならない。なお、陸上養殖のうち、排水及び洗浄され、使用禁止資材による汚染がない施設を利用した生産にあつてはこの限りではない。 a) 生育期間のうち、<u>養殖場における養殖期間</u>が 6 か月未満の藻類にあつては、収穫前 6 か月以上の間 b) 生育期間のうち、<u>養殖場における養殖期間</u>が 6 か月以上の藻類にあつては、収穫前、当該藻類の	日本農林規格 JAS 0018 : <u>2021</u> 有機藻類 Organic algae 1・2 （略） 3 用語及び定義 この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。 3.1 （略） 3.2 有機藻類 <u>この規格</u>に従い生産される藻類 3.3～3.9 （略） 3.10 化学的処理 次のいずれかの<u>もの</u> a)・b) （略） 3.11～3.16 （略） 4 原則 （略） 5 <u>生産基準</u> 5.1 （略） 5.2 養殖場 5.2.1 養殖場は、使用禁止資材による汚染を防止するために必要な措置を講じているものであり、<u>この規格</u>に適合しない養殖場及び採取場と明確に分離されていなければならない。かつ、次の期間において <u>この規格</u>に従って管理されていなければならない。なお、陸上養殖のうち、排水及び洗浄され、使用禁止資材による汚染がない施設を利用した生産にあつてはこの限りではない。 a) 生育期間が 6 か月未満の藻類にあつては、収穫前 6 か月以上の間 b) 生育期間が 6 か月以上の藻類にあつては、収穫前、当該藻類の<u>生育期間</u>以上の間

<u>養殖場における養殖期間以上の間</u> 注記 明確に分離されている状態として養殖場間の距離による分離，潮流による分離，水分配システムによる分離等が考えられる。 5.2.2 養殖場ごとに環境に悪影響を及ぼすことなく管理できる藻類の最大の密度が定められていなければならない。 注記 最大の密度は，持続的養殖生産確保法（平成 11 年法律第 51 号）に基づく漁場改善計画の養殖密度，自治体又は水産試験場によって指導又は推奨された養殖密度等が考えられるが，これに限らない。 5.2.3 <u>新たに養殖を始め</u>，年間 20 t 以上の藻類を養殖する養殖場は，その養殖による影響について，環境影響評価が行われていなければならない。 注記 環境影響評価には，公益社団法人日本水産資源保護協会が定めた水産用水基準への適合，良好な環境が維持されていることを全窒素，COD，pH 等の適切な指標を用いてモニタリングすること等が考えられる。 5.3 採取場 5.3.1 採取場は，使用禁止資材による汚染のおそれがない水域であり，<u>5.1～5.8</u> に適合しない養殖場及び採取場と明確に分離されていなければならない，かつ，採取前 6 か月以上の間，使用禁止資材が使用されてはならない。 5.3.2 <u>5.1～5.8</u> に従って行われる最初の採取前に採取対象の藻類の資源量の推定が行われていなければならない。 5.3.3 <u>新たに採取を始め</u>，年間 20 t 以上の藻類を採取する採取場は，その採取による影響について，環境影響評価が行われていなければならない。 5.4 養殖場使用する種苗 5.4.1～5.4.3 （略） 5.4.4 <u>5.4.1～5.4.3</u> に規定する種苗が入手困難な場合，<u>5.4.1～5.4.3</u> に規定する種苗以外の種苗を使用してよい。 5.4.5 （略） 5.5 （略） 5.6 養殖場における栄養素となる資材の管理 5.6.1 海面養殖及び内水面養殖の場合，栄養素（窒素，リン等）となる資材を使用してはならない。 5.6.2 （略） 5.7 （略） 5.8 採取場の管理 5.8.1 （略） 5.8.2 藻類を採取するにあたっては，<u>5.1，5.3，5.7.1</u> 及び <u>5.8.1</u> に従って管理された水域で行われることを確実にしなければならない。 注記 （略） 5.9 収穫又は採取，輸送，調製，貯蔵，包装その他の収穫又は採取以後の工程に係る管理 5.9.1 <u>5.1～5.8</u> に適合しない藻類が混入しないように管理を行わなければならない。 5.9.2 機器及び施設の清掃，有害動植物の防除又は品質の保持改善は，物理的又は生物の機能を利用した方法（組換え DNA 技術を用いて生産された生物を利用した方法を除く。以下同じ。）によらな	注記 明確に分離されている状態として養殖場間の距離による分離，潮流による分離，水分配システムによる分離<u>など</u>が考えられる。 5.2.2 養殖場ごとに環境に悪影響を及ぼすことなく管理できる藻類の最大の密度が定められていなければならない。 注記 最大の密度は，持続的養殖生産確保法（平成 11 年法律第 51 号）に基づく漁場改善計画の養殖密度<u>など</u>が考えられるが，これに限らない。 5.2.3 年間 20 t 以上の藻類を養殖する<u>新規</u>の養殖場は，その養殖による影響について，環境影響評価が行われていなければならない。 注記 環境影響評価には，公益社団法人日本水産資源保護協会が定めた水産用水基準への適合，良好な環境が維持されていることを全窒素，COD，pH <u>など</u>の適切な指標を用いてモニタリングすること<u>など</u>が考えられる。 5.3 採取場 5.3.1 採取場は，使用禁止資材による汚染のおそれがない水域であり，<u>この規格</u>に適合しない養殖場及び採取場と明確に分離されていなければならない，かつ，採取前 6 か月以上の間，使用禁止資材が使用されてはならない。 5.3.2 <u>この規格</u>に従って行われる最初の採取前に採取対象の藻類の資源量の推定が行われていなければならない。 5.3.3 年間 20 t 以上の藻類を採取する<u>新規</u>の採取場は，その採取による影響について，環境影響評価が行われていなければならない。 5.4 養殖場使用する種苗 5.4.1～5.4.3 （略） 5.4.4 <u>5.4.1 から 5.4.3 までに</u>規定する種苗が入手困難な場合，<u>5.4.1 から 5.4.3 までに</u>規定する種苗以外の種苗を使用してよい。 5.4.5 （略） 5.5 （略） 5.6 養殖場における栄養素となる資材の管理 5.6.1 海面養殖及び内水面養殖の場合，栄養素（窒素，リン<u>など</u>）となる資材を使用してはならない。 5.6.2 （略） 5.7 （略） 5.8 採取場の管理 5.8.1 （略） 5.8.2 藻類を採取するにあたっては，<u>この規格</u>に従って管理された水域で行われることを確実にしなければならない。 注記 （略） 5.9 収穫又は採取，輸送，調製，貯蔵，包装その他の収穫又は採取以後の行程に係る管理 5.9.1 <u>この規格</u>に適合しない藻類が混入しないように管理を行わなければならない。 5.9.2 機器及び施設の清掃，有害動植物の防除又は品質の保持改善は，物理的又は生物の機能を利用した方法（組換え DNA 技術を用いて生産された生物を利用した方法を除く。以下同じ。）によらな
--	--

ればならない。ただし、**5.1.1**にかかわらず、物理的又は生物の機能を利用した方法によっては効果が不十分な場合には、表 A.1 の調製用等資材を使用してよい。

5.9.3・5.9.4 （略）

6 表示

6.1 食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）第 2 条第 1 項第 2 号の生鮮食品に分類される有機藻類の名称の表示は、次のいずれかによる。**b)～d)**のいずれかの表示を行う場合は、“○○”には、当該藻類の一般的な名称を記載しなければならない。

a)～d) （略）

注記 a)の表示を行う場合、その他の名称の表示については、食品表示基準の規定に従わなければならないとされている。

6.2 食品表示基準第 2 条第 1 項第 1 号の加工食品に分類される有機藻類の名称の表示は、次のいずれかによる。“○○”には、当該藻類の一般的な名称を記載しなければならない。

a)・b) （略）

6.3・6.4 （略）

附属書 A
（規定）
調製用等資材

箇条 5 に規定されている調製用等資材を表 A.1 に示す。

表 A.1－調製用等資材

<u>調製用等資材</u>	<u>基準</u>
<u>次亜塩素酸水</u>	<u>二</u>
<u>次亜塩素酸ナトリウム</u>	<u>食塩水（99 %以上の塩化ナトリウムを含有する食塩を使用したものに限り、）を電気分解したものに限ること。</u>

ればならない。ただし、有害動植物の防除にあつては、物理的又は生物の機能を利用した方法によっては効果が不十分な場合には、使用禁止資材以外の資材を使用してよい。

5.9.3・5.9.4 （略）

6 表示

6.1 食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）第 2 条第 1 項第 2 号の生鮮食品に分類される有機藻類の名称の表示は、次のいずれかによる。

a)～d) （略）

注記 1 “○○”には、食品表示基準の規定に従って当該藻類の一般的な名称を記載しなければならないとされている。

注記 2 a)の表示を行う場合、その他の名称の表示については、食品表示基準の規定に従わなければならないとされている。

6.2 食品表示基準第 2 条第 1 項第 1 号の加工食品に分類される有機藻類の名称の表示は、次のいずれかによる。

a)・b) （略）

注記 “○○”には、食品表示基準の規定に従って当該加工食品の一般的な名称を記載しなければならないとされている。

6.3・6.4 （略）

（新設）